

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
1	募集要項	1	2	(5)		履行場所	「本市と受託者の協議により、公共施設を利用することができるものとする」とありますが、公共施設の用意は貴市で調整いただけるのでしょうか。想定している施設について、所在地や部屋の面積、使用可能な什器、賃料や光熱費等費用がかかる場合はその実績値または想定地をご教示ください。貴市が調整されない場合は、こういった施設が利用可能と想定されているかご教示ください。	公共施設の利用については、基本的に市が調整します。東野地区複合福祉施設（東野パティオ）内の会議室等を想定しています。賃料や光熱費等は発生しない想定です。東野地区複合福祉施設（東野パティオ）内の会議室については、会議室に備え付けられている机、椅子等を使用可能であり、会議室の大きさは様々です。（標準使用人数10人の部屋から54人の部屋まであります。） なお、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）内会議室の年間通じての利用を保証するものではありません。
2	募集要項	3	5	(3)		応募書類の受付	提出書類について、様式2は応募書類の提出時に添付すればよろしいでしょうか。また、様式の使い方は以下の認識で相違ないでしょうか。 「(ア) 応募者概要書」：任意書式で作成 「(イ) 業務実績書」：様式4-1、4-2、4-3を使用し作成 「(ウ) 担当者経歴書」：様式5-1を使用し作成 「(エ) 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書」：写しを提出 加えて、様式4-3については、自治体からの受託業務に関わらず、福祉分野の業務実績を記載する認識で相違ないでしょうか。	様式2は、応募書類提出時にご提出ください。各様式の使い方はお見込みのとおりです。但し、「(イ) 業務実績書」には挙げた業務実績を証する書類を添付してください。様式4-3には自治体からの受託業務以外の実績を含めていただいても構いません。
3	募集要項	3	5	(3)		応募書類の受付	提出書類について、正本と副本は同様のもので差し支えないでしょうか。	お見込みの通りです。
4	募集要項	4	6	(2)		提案書の受付	「エ 提出方法 浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。」とありますが、提案書用の様式はホームページに掲載されていないものと捉えています。後日、掲載されるのでしょうか。それとも全て任意様式で構わないのでしょうか。または、現在掲載されている様式2～5は応募書類ではなく提案書として使用すべきものなのでしょうか。任意様式の場合は、作成に指定等あればご教示ください。	応募様式集様式3を提案書の表紙としてご使用ください。提案書の内容については、任意様式といたします。
5	仕様書	2, 4	3	(1)	エ	就労自立に関する支援	2事業における過年度および本年度の、就労体験先の数と就労体験の実施数をご教示ください。	令和5年度については、就労体験先協力事業所数は12、就労体験含む就労自立に関する活動プログラムは27回実施しました。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
6	仕様書	2, 4	3	(1)	エ	就労自立に関する支援	2事業におけるビジネスマナー講習等について、集団支援を実施しているかと、実施している場合の頻度をご教示ください。	令和5年度については、講座等の集団支援を28回実施しました。
7	仕様書	3～5	3	(2)		配置職員	過年度および本年度における、3事業それぞれの配置人数と保有資格を役割別でご教示ください。	仕様書に基づき配置しています。 参考までに、現契約仕様書の配置職員に係る記述を以下に示します。 ・生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業支援責任者1名、支援員1名 就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。 ・ひきこもり相談事業 相談責任者1名、相談員1名 ひきこもり相談員は、相談支援に関する知識、技術、社会保障制度や職業訓練、就労支援等に関する知識を有し、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師または臨床心理士を有している者又は同等の支援技術を有する者とする。
8	仕様書	3～5	3	(2)		配置職員	実施日あたりの配置職員の人数を3事業ごとにご教示ください。	各事業、実施日に責任者が1名、支援員・相談員が1名以上従事するものとします。
9	仕様書	3～5	3	(2)		配置職員	3事業それぞれの責任者は、全ての実施日及び実施期間中に本業務に従事している必要はありますでしょうか。支援員・相談員が従事していれば、責任者はすべての時間中に従事しなくても差し支えないでしょうか。それとも各事業常に責任者と支援員・相談員をあわせ2名以上が従事している想定でしょうか。	NO. 8と同じ
10	仕様書	3～5	3	(2)		配置職員	配置職員は兼務可能でしょうか。	生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業、ひきこもり相談事業の間での兼務、また受託者の他事業との兼務は可能とします。

浦安市就労準備支援・ひきこもり相談事業業務委託公募型プロポーザル\_質問への回答

令和6年8月20日

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問内容	回答
11	仕様書	3～5	3	(3)			実施日及び実施時間	<p>過年度および本年度の、3事業それぞれの開催曜日と日ごとの実施時間をご教示ください。</p> <p>現在は以下のとおりです。                      ・生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業                      毎週火曜日・木曜日                      1日3時間                      ・ひきこもり相談事業                      相談対応 毎週水曜日・土曜日 9時～17時                      ひきこもり支援拠点 毎週金曜日 10時～16時</p>	
12	仕様書	5	Ⅲ	2	(1)	オ	ひきこもり状態にある者や家族が参加する講習会、家族会	<p>過年度および本年度の会ごとの実施回数と平均参加人数をご教示ください。</p> <p>令和5年度については以下のとおりです。                      ・講習会 年1回実施 27名参加                      ・家族会 年12回実施 延65名参加</p>	
13	仕様書	5	Ⅲ	2	(3)	①	相談対応	<p>「週2日、午前8時30分から午後5時までを標準とする」とあるが、選定事業者との協議により変更は可能か。（現在のひきこもり相談窓口は午前9時から午後5時までの受付）</p> <p>相談対応については午前9時から午後5時まで実施するものとし、市との連絡については午前8時30分から対応するものとします。</p>	
14	仕様書	5	Ⅲ	2	(3)	②	ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）	<p>「週1日、午前10時から午後4時までを標準とする」とあるが、対象者が利用しやすいよう開催時刻を変更することは可能か。例「正午から午後6時まで」の開催。</p> <p>市と協議の上で変更も可能ですが、開催日において開催時間を6時間確保するものとします。</p>	
15	-							<p>本年度までの成果と来年度以降の達成課題について教えてください。</p> <p>一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護被保護者に対して日常生活自立、社会自立、就労自立に関する支援を行うとともに、ひきこもりの状態にある本人、家族の支援を通じて福祉の増進を図ってきました。今後、ひきこもり相談から就労支援までの切れ目のない支援についてさらに効果的な取組みを実施していきたいと考えています。</p>	
16	-							<p>本年度における過年度の受託事業者と委託金額をご教示ください。</p> <p>現在の浦安市就労準備支援・ひきこもり相談事業業務委託契約受託者は社会福祉法人千楽です。当業務委託に係る令和6年度予算額は5,295千円です。</p>	
17	-							<p>本事業の対象者となる方々の抱える課題について、貴自治体における特徴等があれば3事業それぞれでご教示ください。</p> <p>生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業については、就労意欲が低い等の理由から就労に向けた準備が整っていないといった課題、ひきこもり相談事業については、成功体験が少ない等の理由から自己肯定感が低いといった課題が見受けられます。</p>	

浦安市就労準備支援・ひきこもり相談事業業務委託公募型プロポーザル\_質問への回答

令和6年8月20日

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問内容	回答
18	-						過年度および本年度の新規支援開始数と支援対象者数を、3事業それぞれでご教示ください。	令和5年度については以下のとおりです。 ・生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業 新規利用者4名、実利用者5名 ・ひきこもり相談事業 新規相談者19名、継続相談者40名	
19	-						支援対象者について、年齢別の人数がわかれば3事業それぞれでご教示ください。	就労準備支援事業、ひきこもり相談事業ともに20代、40代の利用者、相談者が多くなっています。	
20	-						支援の終結に関して、過年度および本年度の終結理由ごとの人数を、3事業それぞれでご教示ください。	就労準備支援事業については、就労や他の就労支援サービスに繋がる等の理由、ひきこもり相談事業については、就労、就学等の理由が多くなっています。	
21	-						支援回数について、過年度および本年度の3事業ごとの実績を、支援方法別（電話・面談・訪問等）でご教示ください。	令和5年度については以下のとおりです。 ・就労準備支援事業 面談等 27回 同行支援 7回 電話、メール 21回 その他 2回 ・ひきこもり相談事業 電話、メール 116回 来所相談 118回 訪問、同行 110回 関係機関連携 32回 その他 13回	